

交通遺児激励金制度について

鳥取県社会福祉協議会の交通遺児激励金制度についてお知らせします。

保護者等が交通事故により死亡、または重度の後遺症を存することとなった生徒に対し、激励金が支給されます。(返済不要)

- ① 令和6年度末に高等学校卒業予定の生徒・・・10万円
- ② 高等学校1、2学年に在学中の生徒・・・3万円

該当する世帯の方は、直接下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

TEL 0857-59-6344

FAX 0857-59-6341

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp

URL <https://www.tottori-wel.or.jp/>

担当 事務室 谷本